

原管発官29第109号  
平成29年 7月14日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長殿

東京電力ホールディングス株式会社  
原子力運営管

柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更（読み替え）について

「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成29年7月14日より次回修正までの間、添付資料のとおり一部変更（読み替え）して運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料

- ・ 「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以 上

平成29年7月14日  
東京電力ホールディングス株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

「柏崎刈羽原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は、 “下線” にて明示しています。

頁	読み替え前	読み替え後	理由
	<p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の連絡経路</p> <p><b>Before Replacement (読み替え前):</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>New潟県防災局 原子力安全対策課 (新潟県知事)</li> <li>柏崎市市民生活部 防災・原子力課 (柏崎市長)</li> <li>柏崎市住民生活部 防災・原子力課 (柏崎市長)</li> <li>上屋を除く新潟県内の市町村 (市町村長)</li> <li>新潟県以外の県市町村 (県知事・市町長)</li> <li>新潟県警察本部 警備第一課</li> <li>新潟市消防本部</li> <li>新潟市消防局 勤務基準部 機械安全課</li> <li>長岡市消防局 勤務基準部 機械安全課</li> <li>新潟海上保安部 警備取扱課</li> <li>海上自衛隊 東洋方面護衛艦隊防護部 (第1・2防護司令部)</li> <li>柏崎刈羽原子力発電事務所</li> <li>原子力防火管理者</li> <li>内閣府 (内閣総理大臣)</li> <li>原子力規制委員会 (原子力規制委員会)</li> <li>本社連絡責任者 (不適時は第1代行者又は第2代行者)</li> <li>経済産業省 資本工不リキ一庁</li> <li>原子力政策課</li> <li>内閣官房</li> <li>内閣府政務統括官 (原子力防災担当) 付</li> <li>内閣府関係箇所</li> </ul> <p><b>After Replacement (読み替え後):</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県防災局 原子力安全対策課 (新潟県知事)</li> <li>柏崎市市民生活部 防災・原子力課 (柏崎市長)</li> <li>上屋を除く新潟県内の市町村 (市町村長)</li> <li>新潟県以外の県市町村 (県知事・市町長)</li> <li>新潟県警察本部 警備第一課</li> <li>新潟市消防本部</li> <li>新潟市消防局 勤務基準部 機械安全課</li> <li>長岡市消防局 勤務基準部 機械安全課</li> <li>新潟海上保安部 警備取扱課</li> <li>海上自衛隊 東洋方面護衛艦隊防護部 (第1・2防護司令部)</li> <li>柏崎刈羽原子力発電事務所</li> <li>原子力防火管理者</li> <li>内閣府 (内閣総理大臣)</li> <li>原子力規制委員会 (原子力規制委員会)</li> <li>本社連絡責任者 (不適時は第1代行者又は第2代行者)</li> <li>経済産業省 資本工不リキ一庁</li> <li>原子力政策課</li> <li>内閣官房</li> <li>内閣府政務統括官 (原子力防災担当) 付</li> <li>内閣府関係箇所</li> </ul> <p><b>Legend:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ : 原子力災害対策指針に基づく通報先</li> <li>↔ : 電話によるファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)</li> <li>→ : ファクシミリによる送信 (ファクシミリによる連絡)</li> <li>↔ : 電話等による連絡</li> </ul>	<p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の連絡経路</p> <p><b>Before Replacement (読み替え前):</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>New潟県防災局 原子力安全対策課 (新潟県知事)</li> <li>柏崎市市民生活部 防災・原子力課 (柏崎市長)</li> <li>柏崎市住民生活部 防災・原子力課 (柏崎市長)</li> <li>上屋を除く新潟県内の市町村 (市町村長)</li> <li>新潟県以外の県市町村 (県知事・市町長)</li> <li>新潟県警察本部 警備第一課</li> <li>新潟市消防本部</li> <li>新潟市消防局 勤務基準部 機械安全課</li> <li>長岡市消防局 勤務基準部 機械安全課</li> <li>新潟海上保安部 警備取扱課</li> <li>海上自衛隊 東洋方面護衛艦隊防護部 (第1・2防護司令部)</li> <li>柏崎刈羽原子力発電事務所</li> <li>原子力防火管理者</li> <li>内閣府 (内閣総理大臣)</li> <li>原子力規制委員会 (原子力規制委員会)</li> <li>本社連絡責任者 (不適時は第1代行者又は第2代行者)</li> <li>経済産業省 資本工不リキ一庁</li> <li>原子力政策課</li> <li>内閣官房</li> <li>内閣府政務統括官 (原子力防災担当) 付</li> <li>内閣府関係箇所</li> </ul> <p><b>After Replacement (読み替え後):</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県防災局 原子力安全対策課 (新潟県知事)</li> <li>柏崎市市民生活部 防災・原子力課 (柏崎市長)</li> <li>上屋を除く新潟県内の市町村 (市町村長)</li> <li>新潟県以外の県市町村 (県知事・市町長)</li> <li>新潟県警察本部 警備第一課</li> <li>新潟市消防本部</li> <li>新潟市消防局 勤務基準部 機械安全課</li> <li>長岡市消防局 勤務基準部 機械安全課</li> <li>新潟海上保安部 警備取扱課</li> <li>海上自衛隊 東洋方面護衛艦隊防護部 (第1・2防護司令部)</li> <li>柏崎刈羽原子力発電事務所</li> <li>原子力防火管理者</li> <li>内閣府 (内閣総理大臣)</li> <li>原子力規制委員会 (原子力規制委員会)</li> <li>本社連絡責任者 (不適時は第1代行者又は第2代行者)</li> <li>経済産業省 資本工不リキ一庁</li> <li>原子力政策課</li> <li>内閣官房</li> <li>内閣府政務統括官 (原子力防災担当) 付</li> <li>内閣府関係箇所</li> </ul> <p><b>Legend:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ : 原子力災害対策指針に基づく通報先</li> <li>↔ : 電話によるファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)</li> <li>→ : ファクシミリによる送信 (ファクシミリによる連絡)</li> <li>↔ : 電話等による連絡</li> </ul>	

頁	読み替え前	読み替え後	理由
	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1／2）            (1) 発電所付での事象発生時の通報経路</p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1／2）            (1) 発電所付での事象発生時の通報経路</p> <p>原子力規制庁組織改編に伴う読み替え</p>	<p>↑ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先            ←→ : 電話によるアーカシミリ着信の確認            ←→ : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合は、衛星電話等による連絡)            ←→ : 電話等による連絡</p>

頁	読み替え前	読み替え後	理由
	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第1.0条第1項に基づく通報経路（2／2）            (2) 事業所外連絡での事象発生時の通報経路</p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第1.0条第1項に基づく通報経路（2／2）            (2) 事業所外連絡での事象発生時の通報経路</p>	<p>原子力規制庁組織 改編に伴う読み替え</p>

頁	読み替え前	読み替え後	理由
II - 6	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）            (1) 発電所内の事象発生時の連絡経路</p> <pre> graph TD     A[発電所対策本部各班長等] --&gt; B[事象報告]     B --&gt; C[発電所対策本部長]     C --&gt; D[発電所対策本部]     D -- 指示 --&gt; E[発電所対策本部 通報班長]     E --&gt; F[発電所対策本部 本社対策班長]     F --&gt; G[発電所対策本部 官庁連絡班長]     G --&gt; H[現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会 (防災センター)]     G --&gt; I[新潟県原子力災害対策本部 延喜]     G --&gt; J[相馬市原子力災害対策本部 延喜]     G --&gt; K[刈羽村原子力災害対策本部 延喜]     G --&gt; L[内閣官房 (内閣総理大臣)]     G --&gt; M[原子力規制局 原子力災害対策室 (内閣府内)]     G --&gt; N[経済産業省 (資源エネルギー庁) 原子力政策課]     G --&gt; O[内閣官房 内閣官房]     G --&gt; P[原子力災害対策本部 (内閣府内) 又は関係省庁事故対策連絡会議]     G --&gt; Q[内閣官房 直接連絡箇所]      C --&gt; R[発電所対策本部各班長]     R --&gt; S[上記を除く新潟県内の市町村 (市町村長)]     S --&gt; T[新潟県以外の市町村 (県知事・市長)]     T --&gt; U[新潟県警経本部警備第二課]     U --&gt; V[相馬警察署警備課]     V --&gt; W[相馬市消防本部]     W --&gt; X[新潟県消防防災部危機管理安全課]     X --&gt; Y[長岡市消防監督管警官安全衛生課]     Y --&gt; Z[新潟海上保安部警備救難課]     Z --&gt; AA[海上自衛隊 東部方面護衛艦隊防衛部 第1・2旅団司令部]     AA --&gt; BB[相馬刈羽原子力電制導所]     BB --&gt; CC[新潟県警東北経済産業局経済企画部業務課]     CC --&gt; DD[地方放送局モニタリング室]     DD --&gt; EE[現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会 (防災センター)]     EE --&gt; FF[新潟県原子力災害対策本部 延喜]     FF --&gt; GG[相馬市原子力災害対策本部 延喜]     GG --&gt; HH[刈羽村原子力災害対策本部 延喜]     HH --&gt; II[内閣官房 (内閣総理大臣)]     II --&gt; JJ[原子力規制局 原子力災害対策室 (内閣府内)]     JJ --&gt; KK[経済産業省 (資源エネルギー庁) 原子力政策課]     KK --&gt; LL[内閣官房 内閣官房]     LL --&gt; MM[原子力災害対策本部 (内閣府内) 又は関係省庁事故対策連絡会議]     MM --&gt; NN[内閣官房 直接連絡箇所]   </pre> <p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）            (1) 発電所内の事象発生時の連絡経路</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）            (1) 発電所内の事象発生時の連絡経路</p> <p>原子力規制庁組織改編に伴う読み替え</p> <p>新潟県防災局 原子力安全対策課            (若林里知事)</p> <p>相馬市市民生活部 临災・原子力課 (田嶋市長)</p> <p>刈羽村防災課 (刈羽村長)</p> <p>上記を除く新潟県内の市町村 (市町村長)</p> <p>新潟県以外の市町村 (県知事・市長)</p> <p>新潟県警経本部警備第二課</p> <p>相馬警察署警備課</p> <p>相馬市消防本部</p> <p>新潟県消防防災部危機管理安全課</p> <p>長岡市消防監督管警官安全衛生課</p> <p>新潟海上保安部警備救難課</p> <p>海上自衛隊 東部方面護衛艦隊防衛部 第1・2旅団司令部</p> <p>相馬刈羽原子力電制導所</p> <p>新潟県警東北経済産業局経済企画部業務課</p> <p>地方放送局モニタリング室</p> <p>現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会 (防災センター)</p> <p>新潟県原子力災害対策本部 延喜</p> <p>相馬市原子力災害対策本部 延喜</p> <p>刈羽村原子力災害対策本部 延喜</p> <p>内閣官房 (内閣総理大臣)</p> <p>原子力規制局 原子力災害対策室 (内閣府内)</p> <p>経済産業省 (資源エネルギー庁) 原子力政策課</p> <p>内閣官房 内閣官房</p> <p>原子力災害対策本部 (内閣府内) 又は関係省庁事故対策連絡会議</p> <p>内閣官房 直接連絡箇所</p>	<p>：原子力災害対策特別措置法第2・5条第2項に基づく緊急措置の概要報告先</p> <p>：ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)</p> <p>：電話等による連絡</p> <p>：災害対策本部が設置されている場合に限る。</p> <p>→ : 事象報告</p> <p>→ : 指示</p> <p>→ : 連絡</p> <p>→ : 読み替え</p> <p>→ : 改編に伴う読み替え</p>

頁	読み替える前	読み替える後	理由
	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（2／2）            (2) 事業所外運転での事象発生時の連絡経路</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（2／2）            (2) 事業所外運転での事象発生時の連絡経路</p>	